デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項及び第十八条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年三月三日

内閣総理大臣　石破　茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二十三の二　略］ 二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業等給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第二号に規定する事務に係るものに限る。） ［二十五～四十一　略］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第一号から第四号まで、第十号若しくは第十七号又は第十八号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　略］ （確認記録の保存） **第四条の九**　金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、六箇月間保存するものとする。 （確認記録の記録事項） **第四条の十一**　確認記録に記録する事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第四条の九に定める日から六箇月間保存する場合にあっては、日付に限る。） ［四～十八　略］ ［2・3　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～二十三の二　同上］ 二十四　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付又は育児休業等給付の支給（番号利用法情報提供省令第百十一条第二号又は第百十四条第二号に規定する事務に係るものに限る。） ［二十五～四十一　同上］ 四十二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施（番号利用法情報提供省令第百五十七条第六号、第十三号又は第十四号に規定する事務に係るものに限る。） ［四十三～四十五　同上］ （確認記録の保存） **第四条の九**　金融機関は、確認記録を、法第三条第二項の申請等を受けた日から、七年間保存するものとする。 （確認記録の記録事項） **第四条の十一**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　預貯金者又は代理人等の本人確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付及び時刻（当該提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付し、確認記録と共に第四条の九に定める日から七年間保存する場合にあっては、日付に限る。） ［四～十八　同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この庁令は、令和七年四月一日から施行する。